

## 山梨県臨床検査技師会報に関する規程

平成 24 年 3 月 18 日制定

平成 28 年 4 月 20 日改定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人 山梨県臨床検査技師会（以下「当会」）の山梨県臨床検査技師会報に関して定める。

(編集担当)

第 2 条 当会の広報部（以下「当部」とする。）が校正、編集する。

(掲載依頼)

第 3 条 掲載依頼発生より掲載に至る経路を以下に示す。

- 1) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会などからの一般的事項  
事務局より当部へ到達する。
- 2) 研修会案内などの学術に関する事項  
学術部より当部へ到達する。
- 3) 求人求職情報などの渉外に関する事項  
渉外部より当部へ到達する。
- 4) その他事項  
掲載依頼主より当部へ到達する。  
この場合、掲載の妥当性判断を当部が行う。

(掲載内容)

第 4 条 当会会員への学術技能の研鑽、発展、医療ならびに公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康保持、増進に寄与する為の内容を掲載する。

- 2 当会会員同士の情報交流として活用される。

(投 稿)

第 5 条 投稿期日は原則として掲載希望号の発行日前月 20 日までとする。

- 2 付随する資料配布等がある場合、発行日までに事務局へ送付する。

第 6 条 投稿者は、以下各号の表現・内容を含む投稿を行ってはならないものとし、万一投稿が行われた場合は、当部の裁量にて、投稿内容の一部又は全部を削除、修正、編集できるものとし、投稿者は一切の異議を述べないものとする。

- 1) 他人に対して、誹謗中傷する目的で書かれた内容
- 2) 他人の名誉、生命、身体、財産に対して危害を加えることを予告し、恫喝、恐喝する内容
- 3) 特定の商品・役務に対する虚偽の情報
- 4) 違法または反社会的な表現・内容
- 5) 公序良俗に反する表現・内容
- 6) 肖像権または著作権その他の知的所有権を侵害するおそれのある表現・内容
- 7) その他、当部が不相当と認めた情報

第 7 条 投稿先は広報部宛とし、以下に示したメールアドレスに加え、他に広く周知するよう努める。

メールアドレス koho@riringi.jp

(投稿原稿)

第8条 書面での投稿の場合は、FAX 送信などで文字が潰れない様留意する。

2 電子データの場合、依頼原稿のフォーマット形式は以下が推奨される。

PDF・MS-Word・Text

投稿前には、必ず最新パターンでのウイルスチェックを行い、ウイルス感染の無いことを確認する。

(その他)

第9条 上記以外については、随時広報部長の責任において掲載する。

(附 則)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

第11条 この規程は、平成24年4月1日より施行する。